

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 9 年 8 月 2 1 日 ( 月 曜 日 )	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
		閉 議	午 前 1 1 時 1 2 分
出 席 委 員	◎ 齊 藤 ○ 平 本 奥 村 田 中 山 本 福 井 木 曾 西 口 < 湊 議 長 > < 小 島 副 議 長 >		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	片 岡 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、池 永 主 任、山 末 主 事		
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 1 名 議 員 0 名 ( 一 )

## 会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[ 齊 藤 委 員 長 開 議 ]

前 回、7 月 2 0 日 の 議 会 運 営 委 員 会 で 議 会 の 活 性 化 検 討 に つ い て は、通 年 議 会 を 第 一 優 先 事 項 と し て 検 討 す る こ と を 決 定 し た。本 日 は、通 年 議 会 の 検 討 に つ い て、会 派 か ら の 意 見 を 最 初 に 確 認 し た 上 で、検 討 に 入 り た い と 考 え て い る。

[ 事 務 局 長 説 明 ]

### 1 議 会 の 活 性 化 に つ い て

#### ( 1 ) 通 年 議 会 の 実 施 に つ い て ( 会 派 の 意 見 )

< 齊 藤 委 員 長 >

通 年 議 会 に つ い て、会 派 で 検 討 し た 結 果 を 報 告 い だ き た い。

< 福 井 委 員 >

新 清 流 会 と し て は、で き る だ け 早 い 時 期 に 通 年 議 会 を 実 施 し た い。

< 木 曾 委 員 >

緑 風 会 と し て も、で き る だ け 早 い 時 期 に 通 年 議 会 を 実 施 し た い と 考 え て い る。

< 田 中 委 員 >

共 産 党 議 員 団 と し て は、通 年 議 会 に す る 方 向 で よ い。

< 山 本 委 員 >

公 明 党 議 員 団 と し て は、通 年 議 会 の 導 入 に 向 け て 進 め て い け ば よ い と 考 え て い る。

< 齊 藤 委 員 長 >

新 清 流 会 と 緑 風 会 は、で き る だ け 早 い 段 階 で 実 施 す る と い う 意 見 で あ る。共 産 党 議 員 団 と 公 明 党 議 員 団 は、前 向 き に 検 討 す る と い う 意 見 で あ り、議 会 運 営 委 員 会 に お い て、今 後 検 討 を 進 め て い く こ と と 決 定 す る。

— 全 員 了 —

#### ( 2 ) 実 施 ス ケ ジ ュ ー ル に つ い て

[ 議 事 調 査 係 長 説 明 ]

< 齊 藤 委 員 長 >

概 ね 説 明 の 通 り 進 め て い く こ と と し た い が、こ れ で よ い か。

—全員了—

### (3) 今回の検討事項

#### 1 実施パターンの選択

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

実施パターンについて、どのようにするのか意見を。

<福井委員>

パターン1で実施すべきと考えている。市長の招集が毎年必要であることは、現状と比べればデメリットにはならない。できれば今期中に通年議会をやってみる。そこで、問題点が出てくれば、パターン2に移行することを見据えていけばよい。

<木曾委員>

早期に実施するという点からは、パターン1で実施すべきである。問題があればパターン2にすることも視野に入れればよいと考える。

<田中委員>

パターン1でよいと考えている。

<山本委員>

パターン1でよいと考えている。

<齊藤委員長>

全会一致でパターン1と決定する。

#### 2 会期の始期・終期の設定

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

A案でよいと考えている。議員の任期は2月4日までであるが、3月末までを会期としてもよいのか。

<議事調査係長>

資料に示しているのは、任期の真ん中の年である。任期の最終年は、2月4日までに会期を終わることとなる。

<福井委員>

任期が切れるときはその時点で自然閉会となるのか。

<議事調査係長>

その通りである。

<木曾委員>

B案にした場合であっても、日程の調整はできるのではないかと。必要であれば、4月、5月に臨時議会を招集することになるのか。その場合、結果として年2回の招集になるのではないかと。

<議事調査係長>

年2回の招集になる場合があるのは指摘の通りである。しかし、通常は4月、5月において何かあった場合には、臨時議会でも対応できるという意味で記載している。臨時議会については、地方自治法にも規定されているので、定例会と臨時会の両方を実施するということは、今まで通りのことであり問題ない。

<木曾委員>

この提案は、定例会としては6月から3月に実施するということがよいのか。

<議事調査係長>

定例会としては6月開会、3月閉会としている。もしも、4月、5月に提出される議案があれば、臨時議会で対応いただくこととなる。

<木曾委員>

通年議会としては、1年の内、1度だけ招集されるのが通例ではないのか。これについては、違和感がある。視察をこの時期に必ず実施しなければならないことはない。災害が起こった場合等、市民生活に関わる問題で招集されることがあることも含めて、通年議会が議論されてきたと聞いている。4月、5月にそのようなことがないとは限らない。色々な対応ができるという観点から、4月招集、3月閉会とする通年議会を考えるのが通常ではないのか。

<事務局長>

通年議会を導入している他の市議会では、会期は1月から12月までとしているところや、4月から3月までとして実施しているところもある。

<奥村委員>

3月末の専決事項は、すぐ次の議会で報告しなければならないのか。一旦待って、6月議会で報告することもできるのか。

<議事調査係長>

地方自治法では、専決した場合、次の会議で報告し承認を求めると規定されている。次の議会とは、B案の場合であれば4月末の招集会議となる。

<木曾委員>

年度末の法改正があった場合、関係条例は専決することとなる。そうするのであれば、4月、5月を閉会期間とする必要はないと考える。

<奥村委員>

4月が始まり何週間の内に専決の事務を行うと、通常業務に影響する恐れがあるので、事務局が提案している案の方がスムーズにいくと考える。

<湊議長>

会期が一番大事なところであるので、しばらく継続して検討してはどうか。事務局は、執行機関との調整の中で事務が煩雑することに配慮してA案を出してきている。

<木曾委員>

事務局案がだめと言っている訳ではない。皆が納得して慎重に検討すべきである。臨時議会を開催するのであれば、4月、5月も会期としていけばよいということになるので、十分に検討すればよい。

<事務局長>

会期が一番大事な部分であるので、事務局としては留意事項に書いたことも含め、会派で一度検討いただく中で、継続して検討いただければよいと考える。

<奥村委員>

他の会派の考え方を聞きたい。

<齊藤委員長>

共産党議員団はどのように考えているのか。

<田中委員>

切れ目なく会期とするのであれば4月招集がよいが、留意事項に書かれていることからすれば、6月開会にならざるを得ないと考える。会派で検討し、次回には正式に返答したい。

<山本委員>

切れ目なく会期とするのであれば4月招集がよい。前回の議会運営委員会であったように、京都市会のように閉会期間を設けるのがよいと考えていた。今回、事務局

が示した留意事項を含め、会派で検討したいと考える。京都市のパターンでは対応が厳しくなるのか、もう一度確認したい。

<議事調査係長>

条例改正事務は、税務担当の繁忙期に出てくる事務でもある。京都市の執行部にも問い合わせたが、条例案を出していくのは厳しい状況にあるとのことだが、4月に対応しているのは事実である。しかし、京都市は政令指定都市であり、税務担当の中に法制担当がいるなど、亀岡市と比較しても体制が整っている。京都市と亀岡市がまったく同じ体制であるかといえば、そうではない状況にあると言える。

<福井委員>

専決の報告を次の会議ではなく、もう少し遅らせて報告してもよいという条例をつくることはできないのか。

<議事調査係長>

地方自治法に規定されているものであり、条例改正により対応できるものではないと考える。よく考えていきたい。

<齊藤委員長>

会派において検討し、委員会としても継続して検討する。

—全員了—

### 3 専決処分

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

例えば、議員の内半数が欠けた場合どうなるのか。その場合の規定は、地方自治法にあるのか。

<議事調査係長>

会議を開催しても定足数を欠くこととなる。公職選挙法により選挙が行われることとなる。

<木曾委員>

議会の解散の場合も含めて検討する必要があるのではないか。

<議事調査係長>

次回に示すようにしたい。

<齊藤委員長>

会派において検討し、委員会としても継続して検討する。

—全員了—

### 4 一事不再議

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

事情の変更としては、6月と12月で事情が変わるという考え方でよいか。

<事務局長>

その通りである。このため会議規則を改正する必要があると考える。

<木曾委員>

すべて関連するものであり、この項目以降も一度会派で検討してはどうか。

<齊藤委員長>

会派において検討し、委員会としても継続して検討する。

—全員了—

## 5 発言の取消し又は訂正

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

会派において検討し、委員会としても継続して検討する。

—全員了—

## 2 その他

### (1) 決算審査について

#### ○事務事業評価について

[事務局長 説明]

<齊藤委員長>

説明の通り、事務事業評価を実施することでよいか。

—全員了—

<事務局長>

産業建設常任委員会で、商店街連盟と「委員会の意見交換会」を実施されることになった。日時は、8月28日(月)午後3時30分から、場所は、市庁舎3階302会議室である。出席者は、産業建設常任委員会委員と商店街連盟の5名程度である。今後、時期は未定であるが、商店街連盟等を含む4つの商業団体と意見交換を行う予定とされている。今回は、その前に、商店街連盟のみと意見交換を行うものである。産業建設常任委員会は、約1年前にも商店街連盟と意見交換会を実施された。会派においても周知いただきたい。

11 : 12